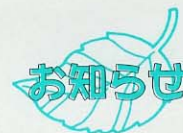




窓口での本人確認にご協力を！



平成17年5月2日から皆様の大切な個人情報を守るため、個人情報に記載されている証明書等の申請（住民票や所得証明等）や住民異動届出の受付の際、窓口に来られた方に対し、申請者本人を確認できる書類の提示をしていただくことになります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

対象となる証明書等や提示していただく書類は、表のとおりです。

対象となる届出・証明の種類		本人確認のための書類など
・ 印鑑登録 ・ 住民基本台帳カードの発行	・ 新規登録・印鑑登録変更・印鑑登録証再交付 ＊ 本人確認書類が無い場合は、郵便での手続きとなります。詳しくは、お問い合わせください。	●官公署発行の顔写真のある書類 ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳 ・ 外国人登録証明書 等
住民異動届	転入・転出・転居・世帯変更等	下記のいずれか
各種証明書等（名称等は合併後のものです）		
・ 住民票の写し、記載事項証明書 ・ 印鑑登録証明書 ・ 戸籍全部事項証明 ・ 戸籍個人事項証明書 ・ 戸籍（除籍・原戸籍）謄抄本の写し ・ 戸籍の附票 ・ 身分証明書等 ・ 臨時運行許可証（淀江支所では取り扱いません） ・ 外国人登録原票記載事項証明書等 ・ 戸籍届出等に関する諸証明書 ・ 市県民税所得（課税）証明書 ・ 固定資産評価（課税）証明書 ・ 課税台帳（名寄帳）の閲覧及び複写 ・ 納税証明書（車検用の軽自動車税納税証明書は除く） ・ 納税等確認書 ・ 国民健康保険料納付証明書 ・ 国民健康保険被保険者証交付、変更届等 ・ 国民健康保険葬祭費支給申請 ・ 国民健康保険出産育児一時金支給申請 ・ 身体障害者証明書（本人証明） ・ 自動車税等に係る生計同一（常時介護）証明書 ・ ETC利用対象者証明書 ・ 放送受信料免除（半額免除）申請（障害者・生活保護） ・ 自動車保管場所使用承諾証明書 ・ 米子市営住宅入居等証明書 ・ 上下水道料金支払い証明書 ・ 使用水量（金額の入らないもの）証明書		●官公署発行の顔写真のある書類 ・ 住民基本台帳カード（顔写真有） ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳 ・ 外国人登録証明書 等 ●法令に基づき発行された書類 ・ 健康保険証 ・ 住民基本台帳カード（顔写真無） ・ 各種年金証書 等 ●2点以上提示してもらうもの ・ クレジットカード ・ 銀行等のキャッシュカード ・ 預金通帳 ・ 税金・公共料金の領収書（本人名義分のみ） ・ 社員証（本人の写真が貼付されたもの） ＊税関係証明書を取られる際、証明を必要とされる方と、申請に来られる方が同一世帯でない場合には、別途、委任状が必要となります。

問い合わせ先：淀江町役場 町民課 TEL 56-3111

*合併後は、米子市淀江支所 市民生活課になります。